

文書番号:CJH99-05	中部国際空港取材取扱要領	制定日: 2012.09.26
改正番号: 1		改正日: 2015.04.01

中部国際空港取材取扱要領

(目的)

第1条 この要領は、中部国際空港（以下「空港」という。）内の中部国際空港株式会社（以下「会社」という。）の施設、制限区域等において報道機関等が行う取材に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この要領は、空港内において、新聞社、テレビ局、ラジオ局、通信社、出版社等（以下「報道機関」という）が行う報道等の取材について適用する。

(用語の定義)

第3条 この要領における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1)「制限区域」とは、中部国際空港制限区域安全管理規程（CJL02）（以下「安全管理規程」という。）に定める区域をいう。
- (2)「標準パス」とは、会社が安全管理規程に基づき制限区域内(安全管理規程に掲げるC I Q構内を除く)への立入りを承認したことを証するI Cカードをいう。
- (3)「共通パス」とは、会社が発行する立入証と中部空港税関支署が発行するC I Q構内立入証及び船陸交通等許可証において、その立入り及び交通を必要とする地区並びに場所がそれぞれ共通する者に対し、その承認、許可等の取扱い、並びに立入証及び許可証を統一的に表示したI Cカードをいう。
- (4)「報道用腕章（オレンジ）」とは、会社が安全管理規程に基づき一時的に制限区域内への立入りを承認したことを証すると共に、その立入り理由が取材であることを示すための腕章をいう。
- (5)「広報腕章（白）」とは、会社が本要領に基づき許可した取材であることを示すために貸与する腕章をいう。
- (6)「常駐記者」とは、空港旅客ターミナルビルに入居し、日常的に空港で取材を行っている、別紙に定めるところの報道機関をいう。

(取材申請)

第4条 取材を行おうとする者（以下「申請者」という。）は、原則として、取材を行う日の前日（前日が休日の場合は直前の平日）までに取材申請書（様式 01）（以下「申請書」という。）を会社に提出し、許可を得なければならない。

2 突発的事項に対する取材や会社が認めるやむを得ない事情により前日までに申請ができない場合は、取材を行おうとする日に申請書を提出するとともに、当該申請内容を会社に直接連絡し、許可を得なければならない。

3 常駐記者については、当該申請内容を会社に直接連絡し、許可を得ることにより、申請書の提出を省略できるものとする。

文書番号:CJH99-05	中部国際空港取材取扱要領	制 定 日: 2012.09.26
改正番号: 1		改 正 日: 2015.04.01

(取材可能場所)

第5条 会社が管理している場所、施設のうち、旅客ターミナルビル、アクセスプラザ等の航空旅客や一般来港者(送迎者、見学者等)が立ち入ることができる区域(以下「一般区域」という)を、平常時に取材ができる場所とする。

- 2 常駐記者のうち標準パスを所持する者については、第4条に定めるところの手続きを行うことにより、国内線出発コンコース(制限区域)への立入りを可能とする。
- 3 一般区域以外の施設、場所については、報道機関からの取材申請に基づき、会社が妥当性を確認し、都度判断するものとする。
- 4 公的機関又は事業者等の許可を必要とする部分については、当該許可を受けることを条件とする。
- 5 航空機事故等の非常時に制限区域等で取材できる場所やその取材場所までの移動手段等については、会社が関係機関と協議し、その都度定めるものとする。

(取材許可)

第6条 会社は、第4条の申請を受理した後、取材の日時、場所、内容、人員等から取材の可否を判断し、その結果を申請者に対し通知するものとする。

- 2 会社は、必要に応じて条件を付して取材を許可することができる。
- 3 制限区域での取材については、次の各号に掲げる事項を前提とする。
 - (1) 制限区域の取材は、安全管理規程に基づく手続きにより貸与された標準パスまたは報道用腕章(オレンジ)を着用している者に限る。
 - (2) 制限区域のうち安全管理規程に掲げるC I Q構内での取材は、中部空港税関支署の規程に基づく手続きを行い、所定のパスを着用している者に限る。
 - (3) 制限区域における車両を使用した取材については、会社が承認した車両に限り、会社車両の先導または会社等関係者の同乗により許可するものとする。

(取材許可内容の変更)

第7条 申請者は、取材許可を得た取材の日時、場所、内容、人員等を変更する場合は、その旨を速やかに会社へ連絡し、変更の許可を得なければならない。また、会社はその変更について確認し、結果を申請者に対し通知するものとする。

(遵守事項)

第8条 取材を行う者(以下「取材者」という。)は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 会社からの指示に従い、取材を安全かつ円滑に実施すること。
- (2) 取材に際して必要な手続き(制限区域への立入り申請や公的機関または事業者の許認可等)は、取材日までに全て完了すること。
- (3) 取材者は、所属する報道機関が発行する腕章または会社が貸与する広報腕章(白)を外から視認ができる位置に着用すること。

文書番号:CJH99-05	中部国際空港取材取扱要領	制 定 日: 2012.09.26
改正番号: 1		改 正 日: 2015.04.01

- (4) 制限区域に立入る場合、取材者は、前号の定めるところのほかに、会社が貸与する標準パスを上半身前面に着用し、または報道用腕章（オレンジ）を左上腕部に着用し、外部から視認ができるようにすること。
- (5) 取材者が報道用腕章（オレンジ）を着用し、制限区域で取材を行う場合は、共通パスまたは標準パスを所持した会社等関係者と行動を共にし、その誘導、指示に従うこと。
- (6) 取材者は、所属する報道機関等が発行する身分証明書を携帯し、会社等関係者から要求があればこれを提示すること。
- (7) 空港の管理運営上支障が生じた場合、またはその恐れがある場合は、会社の指示に従い、事前または実施中に拘らず取材を中止すること。
- (8) 取材を行う場所で、カメラ機材、三脚以外に、電源使用やケーブル敷設、照明等撮影設備の設置を行う場合は、予め会社の了解を得なければならない。
- (9) ワイヤレスマイク等、電波利用を伴う機材を使用する場合は、事前に無線施設調査票（CJL10-01-01-様式 02）を提出し、会社の確認を受けなければならない。
- (10) 取材者は、事故及びトラブルの防止に努めなければならない。場合によっては警備員を手配するなどし、取材者の責任において安全を確保しなければならない。
- (11) 取材後は速やかに取材した場所の原状回復をすること。
- (12) 航空会社等の事業者が所有する航空機等機材や、施設、設備、あるいはその従業員を特定できる形で取材する場合は、当該事業者の許可を得ること。
- (13) その他、取材を行うに際して不明確な事項については、事前に会社に相談、確認をすること。

(禁止行為)

第9条 取材者は、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。

- (1) 会社の許可を得ていない場所や会社が定める立入禁止区域や撮影禁止場所で取材を行うこと。
- (2) 会社が定める撮影禁止対象の取材を行うこと。
- (3) 許可を得た場所を取材申請内容と異なる目的で使用すること。
- (4) 航空機の安全な運航や空港運用業務の妨げとなる行為や取材を行うこと。
- (5) 航空旅客、一般来港者（送迎者、見学者等）、空港従業員等に対し、迷惑を及ぼす行為や取材を行うこと。
- (6) 取材対象が特定の事業者や個人の場合、その許可を得ずに取材を行うこと。
- (7) 会社の承認を得ずに、会社の施設、設備等に商号、商標または広告等のこれに類する表示をすること。
- (8) 会社の承認を得ずに、取材場所を改変する、もしくは造作物、取材設備等を設置すること。
- (9) 会社の承認を得ずに、会社の設備（電源、通信回線等）を使用すること。
- (10) その他、会社が不適當であると合理的に判断する行為を行うこと。

文書番号:CJH99-05	中部国際空港取材取扱要領	制 定 日: 2012.09.26
改正番号: 1		改 正 日: 2015.04.01

(違反した場合の措置)

第10条 会社は、取材者がこの要領に違反したとき、または会社の指示に従わないときは、直ちに取材を中止させ、空港からの退去を求める等、必要な措置を講ずることができるものとする。

2 制限区域の立入りのために会社が貸与した標準パスまたは報道用腕章(オレンジ)については、返戻させ、以降の貸与について制限をすることができるものとする。

(損害賠償)

第11条 取材者が故意または過失等により、取材場所やその他施設、設備等を破損、汚損、亡失する等の会社に損害を与えた場合は、取材者または取材者が所属する報道機関が速やかにその損害を賠償しなければならない。

2 取材者が航空旅客、一般来港者(送迎者、見学者等)、空港従業員、事業者等の第三者に損害を与えた場合は、取材者は直ちにその旨を会社に報告するとともに、取材者または取材者が属する報道機関の責任において、その損害を賠償しなければならない。

(免責)

第12条 取材者が取材中に受けた損害について、会社はその責めに帰すべき事由による場合を除き、その損害の賠償の責めを負わないものとする。

2 取材者が航空旅客、一般来港者(送迎者、見学者等)、空港従業員等の第三者の故意または過失により受けた損害について、取材者は会社に対し賠償の請求をすることができない。

(実施に関し必要な事項)

第13条 本要領の実施に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

2 本要領に記載が無い事項については、関係各署と協議の上、対応を決定するものとする。

附 則

この要領は、2012年9月26日から適用する。

附 則

この要領は、2015年4月1日から適用する。